

アイ・ハート有限会社

アイ・ハート機能回復センター重要事項説明書

第一条 事業の目的

(事業の目的)

アイ・ハート有限会社が開設する指定通所介護事業所および介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス アイ・ハート機能回復センター（以下「事業所」という）は、指定通所介護の事業（以下「事業」という）を行うものであり、要介護状態または要支援状態等にある高齢者に対し適切な指定通所介護サービス等を提供し、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。また、この目的の遂行に不可欠となる適正な運営体制を確立するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第二条 事業の運営方針

(運営の基本方針)

- 1、事業所の介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な世話及び機能訓練等のサービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2、事業所の介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練等のサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第三条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名称) アイ・ハート機能回復センター

(所在地) 千葉県松戸市小金原 8-29-15-1F

電話番号：047-369-7166 FAX番号：047-369-7167

第四条 職員の職種、員数及び職務内容

事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりにする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも 指定通所介護

の提供にあたるものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者様の日常生活における諸問題等の相談にあたるものとする。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、指定通所介護サービスも提供にあたる。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う。

(5) 看護師 1名以上

看護師は利用者様の健康チェックや健康相談、その他必要な業務を行う。

第五条 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(営業日)

事業所の営業日は月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜日、祝祭日および8月お盆と年末年始は除く。

(営業時間)

営業所の営業時間は、8：30から17：30までとする。但し土曜日は、8：30から12：30までとする。

(サービス提供時間と利用定員等)

事業単位は2単位。利用定員は、平日40名土曜日20名とする。

1 サービス提供時間帯 9時から16時35分 (送迎時間を除く)

2 サービス提供時間帯 9時から12時05分 (送迎時間を除く)

第六条 事業の内容及び利用料その他の費用の額

事業の内容は、利用者様の要介護状態、要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態とすることを予防するため、目標の設定を計画的に行うとともに、提供する通所介護の質を評価することにより改善を図るものとする。

指定通所介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が指定代理受領サービスであるときは、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額とする。